

資料No.2

国民健康保険システム標準化
合同ワーキングチーム

令和4年7月22日

国民健康保険システム標準化 ワーキングチーム

全国意見照会結果を踏まえた検討課題について

令和4年7月22日

1. 全国意見照会結果を踏まえた検討課題について

- 1. 1 政令指定都市向け標準仕様書作成について
- 1. 2 地方単独医療費助成制度の取り扱いについて
- 1. 3 特定健診業務の機能要件について
- 1. 4 帳票要件の変更要否について

1 全国意見照会の検討内容について

- 全国意見照会のご意見を整理した結果を踏まえ、改めて本ワーキングチームにて確認又は議論いただく必要があると考えられる課題を、事務局において整理したため、次頁以降で共有させていただく。
- なお、本資料でお示しする課題に係る対応の可否や方針については、デジタル庁や他制度との調整を要す事項を含むため、その調整結果を受けて、標準仕様書（第1.0版）の公開後に具体的な検討に着手することを予定している。

1. 1 政令指定都市向け標準仕様書作成について

論点

現状の標準仕様書（案）では、政令指定都市向けの機能について、一般市向け機能全般と区別せず仕様書に含めており、また、政令市機能に該当するものは実装オプション機能として示している。

これに対して、「仕様書を分けて作成してほしい」「政令市機能がオプションになっていると対応するベンダが少なくなってしまうのではないか」といったご意見をいただいている。

政令指定都市向けの標準仕様書を定めるべきか、また、定める場合の公開時期について検討する必要がある。

意見（抜粋）

- ・ フローに示すバックヤードが、区の業務なのか統括部署の業務なのか明確でないため、政令指定都市用のフロー図を策定してほしい。
- ・ 政令市とそれ以外の市区町村では必要な項目が異なるため、政令市の対応に合わせた仕様の追記、または仕様書を作成すべき。
- ・ 政令指定都市で必要となる機能がオプションに分類されているものが多いため、仕様書を個別に作成してほしい。
- ・ 政令市では区長を証明者としている市が多くあるが、区長は頻繁に変更されるためシステム印字を必須とした場合に有効期間の管理等の事務負担が増減するため、政令市の場合にはシステム印字を必須とすべきではない。
- ・ 政令市が必要とするバッチ処理機能が限られたベンダのみしか開発を行わない恐れがあり、その場合他事業者への移行ができない状況となることが危惧されるため、幅広いベンダで開発が行われるように記載してほしい。

方針（案）

令和4年度8月末の標準仕様書（第1.0版）の公開時に政令指定都市向けの標準仕様書を分けて作成することについては、既に全国意見照会を実施済みであること、再度構成員の確認期間が必要となること等を踏まえると、8月末までに十分な成果物に至らないと考えている。しかしながら、標準化法に基づき、標準仕様書（第1.0版）の公開時には、政令指定都市向けの機能についても例外なく含めた形で示す必要がある。

従って、**標準仕様書（第1.0版）（案）については、現状のまま、政令指定都市向けの機能を溶け込ませて記載する方針とし、今年度中を目途に政令市指定都市向けの機能を区別した標準仕様書を作成することも視野に引き続き検討する方針**でどうか。

なお、本ワーキングチームの検討結果を受けて、政令指定都市向けの標準仕様書の作成について、検討・課題事項一覧へ追記し、継続管理する予定としている。

- 参考として、現在の国保の標準仕様書（第1.0版）（案）と、既に政令指定都市向けの機能が区別された形となっている税務システムの標準仕様書（第1.0版）における政令指定都市機能の記載例を次頁に示す。

1. 1 政令指定都市向け標準仕様書作成について

【国保の標準仕様書（第1.0版）（案）別紙2 機能・帳票要件】

実装オプション機能として、政令指定都市向けの場合の機能を下図赤枠のように示している。

| 通番 | 機能名称 | | | 機能ID | 実装必須機能 (実装すべき機能) | 実装オプション機能 (実装してもしなくても良い機能) |
|----|---------------------|-----------------------|-------------------------------|---------|---|---|
| | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | |
| 4 | 2 資格 得喪 管理 | 2.1 資格 異動 受付 | 2.1.2 被保 険者 資格 登録 | 2.1.2.3 | <p>被保険者証番号は自動付番できること。</p> <p>※1.自動での付番では使用済みの番号と重複しないように通番で付番すること ※2.手動での付番を行う場合は、重複番号を抑止すること ※3.付番する被保険者証番号の桁数（最大〇桁）を指定できること</p> | <p>被保険者証番号は自動付番できること。</p> <p>※1.自動での付番では、以下の方法から選択し、付番できること 連番+CD 連番 住記世帯番号そのまま設定 市区町村の地区ごとで定義した〇桁+連番 ※2.被保険者証記号については、当該自治体で1種類を前提とすること。ただし、政令指定都市においては行政区ごとに指定することを可能とすること ※3.資格適用開始時に手動での付番もできること</p> |

【税務システムの標準仕様書（第1.0版）機能要件（指定都市）】

政令指定都市用の機能要件を作成し、備考欄のように市町村全体の機能要件との関連を示している。

| 機能名称 | 標準仕様書 | | 備考 |
|-------------|-------------------|--|------------------------------|
| | 指定都市においてのみ実装すべき機能 | | |
| 1. 当初課税準備 | | | |
| 1.1. 基本情報管理 | | | |
| 1.1.1. | 基本情報管理 | 賦課期日現在の住民記録情報に基づき、新年度の課税対象者の基本情報として、課税区（住所のある区又は所在している区）の管理（設定・保持・修正）、一括及び個別での更新ができること。 また、事業所・家屋敷課税の課税区と本税の課税区の双方を管理（設定・保持・修正）できること。 | 市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.2.に付随 |
| 1.1.3. | 世帯管理 | 同一世帯内や世帯相互間の扶養重複の確認用のリストを課税区ごとに出力できること。 | 市町村全体の機能要件（個人住民税）の1.1.41.に付随 |

1. 2 地方単独医療費助成制度の取り扱いについて

論点

各都道府県及び各市区町村独自の医療費助成制度（以下、「地方単独事業」という。）に関する事務処理については、既にワーキングチームでの議論を行い、以下の考えに基づき、可能な限り機能に取り込んでいるところ。

【現在の標準仕様書（案）の考え】

地方単独事業は、独自の考えに基づくものであり様々な基準・運用が存在するため標準化の対象外と考えられる一方で、高額療養費の支給事業等の標準的な事務処理において、地方単独事業が負担する額を控除する等の対応が必要となるため、独自に調整する額の算出においては、市区町村が国民健康保険システム外で実施し、独自に調整した額を国民健康保険システムに登録するといった事務処理を想定し、給付の機能・帳票要件に最低限必要な機能を示す。

これに対して、「公費負担番号のある地方単独医療費助成レセプトについては、パラメータの設定等で対応してほしい」、「地方単独事業対象者であることを確認・抽出できる機能がほしい」といったご意見をいただいている。

標準仕様書における地方単独事業の取り扱いについて、さらなる機能追加を行うべきかどうかを議論させていただきたい。

意見（抜粋）

- ・ 大多数の市区町村に地方単独事業がある中で、国民健康保険システム外のサブシステムで対応すると、全国的にかなりの費用と労力がかかることが想定されます。公費負担番号が入っている地方単独医療費助成レセプトについては、パラメータの設定等で国民健康保険システムで対応できるように変更をお願いします。
- ・ 地方単独事業が負担する額を高額療養費から控除する対応をするにあたり、被保険者が地方単独事業の対象者であることをシステム上で確認・抽出できる機能を実装していただきたい。

方針（案）

地方単独事業については市区町村毎に様々な運用が考えられることから、**原則外付けシステム等での対応を前提とし、外付けシステムの処理結果を標準準拠システムに取り込むことを最低限必要な機能要件として標準仕様書に示す方針は維持したい**と考えている。

ただし、地方単独事業については、標準仕様書への追記は難しいものの、多くの自治体で行われており、国民健康保険業務と密接に関連している事業であるため、いただいたご意見を踏まえ、**外付けシステムの開発に必要な要件を示す特例的な示し方も視野に引き続き検討すること**としたいがどうか。

【地方単独事業に係る外付けシステムに関する仕様書（仮称） 記載例（イメージ）】

- ・レセプト情報を取り込めること
- ・取り込んだレセプトにおける医療費助成事業毎の一部負担金や月額上限額の設定・変更ができること
- ・子どもに対する医療費助成事業やひとり親医療費助成事業等の対象者の管理ができること 等

なお、本ワーキングチームの検討結果を受けて、地方単独事業に関する引き続きの検討について、検討・課題事項一覧へ追記し、継続管理する予定としている。

1. 3 特定健診業務の機能要件について

論点

特定健診に係る業務に関しては、ワーキングチームの議論において、各社パッケージシステムにおいて健康管理システムで提供している場合がある等、市区町村によって運用が様々であり、健康づくり部局が行うがん検診などの各種検診や、一体的実施など、他制度とも関係が深いため、国保単独で検討を行うのではなく、制度横断的に検討すべきとの趣旨のご意見が多くあったことから、今後方針が示され次第検討するものとし、国保の標準仕様書（第1.0版）（案）においては記載を見送る方針とした。

これに対して、今般の意見照会において「各自治体が密接関連アプリケーションとしての実装を検討する必要があるのか」、「今後標準化対象業務として取り扱うこととなるのか」といったご意見をいただいている。

意見（抜粋）

- 国民健康保険加入者向けの特定健診業務は、遂行にあたり国保連と市区町村の2種類のシステムを用いており、標準化に向けた課題が多いことから、令和4年3月開催の健康管理システム等標準化検討会で、令和4年8月版の健康管理システム仕様書時点では標準化対象外とする旨の方針が示されています。
これを踏まえ、今後国民健康保険システム標準仕様書の中で特定健診を標準化対象業務として取り扱うことはあるのでしょうか。
- 特定健診に関する機能については、標準化対象事務であり、今後令和7年度までに標準準拠システムに機能追加される見込みであるが、第1.0版では記載されないと理解してよろしいでしょうか。または、標準化対象外事務であり、必要に応じて各自治体が密接関連アプリケーションとしての実装を検討する必要があるということでしょうか。

方針（案）

標準化については、法律上「地方公共団体が利用する情報システム」が対象とされているため、特定健診に係る業務についても、標準化の対象となる。

このため、国民健康保険としても**今後、標準仕様書への記載内容を検討する必要がある**が、記載内容については、今後厚生労働省等との協議を踏まえ、標準仕様書へ反映する予定とする。

ただし、現時点では、特定健診の対象者の情報は国民健康保険システムから切り出し、健康管理システム等へ連携する機能について記載する必要があると想定している。

【標準仕様書（第1.0版）（案）における機能・帳票要件への新規記載例】

健康管理システム等へ連携するための特定健診対象者の情報を作成できること。

なお、本ワーキングチームの検討結果を受けて、特定健診業務の機能要件の標準仕様書への反映について、検討・課題事項一覧へ追記し、継続管理する予定としている。

1. 4 帳票要件の変更要否について

論点

帳票レイアウトや帳票の項目名、システム印字／プレ印字の切り替え等については、カスタマイズを行うことにより、金額の印字ずれ等による住民影響が発生する等のリスクが想定されることや、標準化の方針（カスタマイズは原則不可）に基づき、原則として標準仕様書を前提とすることとし、標準仕様書（案）において以下の内容を示している。

【現在の標準仕様書（案）の方針（抜粋）】

- ・ 帳票レイアウトは標準仕様書に示したものを利用する前提
- ・ 項目名は、A4帳票の場合、標準仕様書に示した名称を前提として、変更しない。
- ・ 項目名はシステム印字を必須とするが、不定形用紙及びはがきの場合は項目名や一部項目値がプレ印字された用紙を利用可能。
- ・ 項目の追加／非表示は任意に行わず、帳票詳細要件で示した項目を前提とする。
- ・ 変更頻度の高い文言（本文、通知文等）については、マスタによる変更を可能とする。
- ・ 役職名、首長名、公印は、A4帳票の場合はシステム印字を必須とし、不定形用紙及びはがきの帳票の場合はプレ印字された用紙の利用を可能とする。

これに対して、標準仕様書の内容にそのまま従うのは、視認性の問題から専用紙を利用する場合、住民サービス向上等から分かり易い帳票とするために市区町村にて判断して項目追加や印字順番を変更する場合等を考慮し可能とすべき、といったご意見をいただいている。標準仕様書における帳票の取り扱いについて、一部の変更を許容する等、縛りを緩くするべきかどうかを議論させていただきたい。

意見（抜粋）

- ・ 法令に定められている事項のみ必須としてその他はオプションとすることや、印字項目の大きさ、順番等が変えられること、簡易な説明書きを加えられることなど、柔軟に認められるべき。
- ・ 記載項目が多い帳票では視認性の問題から罫線等を黒色以外で印刷した専用紙の利用を想定して、システム印字を必須としない。
- ・ 公印は視認性の問題からプレ印字された専用紙を利用するため、帳票毎にシステム印字するか否かを選択可能とすべき。
- ・ 住民サービス向上のため、各帳票に問い合わせ先等をレイアウトに含めるかどうかは変更可能とすべき。
- ・ カスタマイズ不可とすると修正がどうしても必要になったときゴム印対応など非効率な対応となる可能性があるため、カスタマイズを許容すべき。
- ・ 不定形用紙はプレ印字された用紙を使用する場合、帳票項目名を変更可能とすべき。

方針（案）

多数のご意見をいただいたものの、これまでワーキングチームにおいては標準化法の趣旨を前提に議論してきた経緯があり、可能な限り統一仕様とすることで用紙作成やカスタマイズに係るコストの削減につながることも、また、カスタマイズを行うことによる障害発生リスクの回避の観点から、システム標準化の観点からは、これまでの議論の通り、最終的には標準仕様書の帳票レイアウトを前提とすることとしたいと考えている。しかしながら、国民健康保険業務については都道府県単位での事務の標準化の議論の中で取り決めた様式による運用が行われている実態があることや、安定的な制度運営の観点から段階的に標準仕様書の帳票レイアウトへの変更を望む市区町村も存在すると想定されることから、**市区町村でシステム標準化の主旨を踏まえた十分な検討を行う場合には、独自の様式へ変更を加えることを許容し、その旨を標準仕様書へ記載することとしてはどうか。**